



福岡医発第124号（地第3井医師会）

平成25年 4月11日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

（公 印 省 略）

「福岡県肝炎ウイルス検査事業実施要領」の一部改正の周知について（依頼）

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

今般、標記の件に関しまして別添のとおり一部改正され、平成25年4月1日より
施行となりましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

「公印省略」

24健第5010号

平成25年4月5日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(健康増進課母子保健係)

「福岡県肝炎ウイルス検査事業実施要領」の一部改正の周知について（依頼）

日頃から本県の保健医療行政の推進にあたりましては、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、標記要領を別添のとおり一部改正しますので、御多忙中恐縮ですが貴会員への周知につきまして、御協力いただきますようお願いいたします。



福岡県肝炎ウイルス検査事業実施要領の一部を改正する要領

福岡県肝炎ウイルス検査事業実施要領(平成21年4月施行)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

新	旧
第1～4 略 第5 肝炎ウイルス検査の実施方法 1 検査項目 (1) 問診 略 (2) C型肝炎ウイルス検査 ア HCV抗体検査 HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いること。 イ HCV核酸増幅検査 HCV抗体検査の結果で、<u>中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。</u> ウ HCV抗体の検出 <u>HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いること。本検査は省略することができる。</u> (3) HBs抗原検査 凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。 2 肝炎ウイルス検査の結果の判定 (1) C型肝炎ウイルス検査 ア HCV抗体検査	第1～4 略 第5 肝炎ウイルス検査の実施方法 1 検査項目 (1) 問診 略 (2) C型肝炎ウイルス検査 ア HCV抗体検査 HCV抗体価をウイルスの有無を判定するための高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することのできる測定系を用いること。 イ HCV核酸増幅検査 HCV抗体検査の結果で、<u>中力価群及び低力価群を示す場合に行うこと。また、核酸増幅検査は、定性的な判断のできる検査方法を用いること。</u> (3) HBs抗原検査 凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。 2 肝炎ウイルス検査の結果の判定 (1) C型肝炎ウイルス検査 ア HCV抗体検査

(7) HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定。

(4) HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行うこと。

(5) 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査の結果が中力価及び低力価を示す場合は、定性的な判断のできる核酸増幅検査を行い、HCV-RNAの検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

ウ HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いて、HCV抗体の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。陽性を示す場合は、HCV抗体検査を必ず行うこと。陰性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

(2) HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別

(7) HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定。

(4) HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行うこと。

(5) 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定。

イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査の結果が中力価及び低力価を示す場合は、定性的な判断のできる核酸増幅検査を行い、HCV-RNAの検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定。

(2) HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別

を判定。但し、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

なお、いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検査に携わる医師によって行われるものであること。

3 指導区分

C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者及びHBs抗原検査において「陽性」と判定された者については、専門医療機関（やむを得ない場合は治療医療機関）への受診を勧奨する。

また、専門医療機関等へ受診をしていない者が確認された場合は、再度、受診を勧奨する。

HBs抗原検査において「陰性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者については、検査結果と検査日を記録しておくことを勧奨する。

4 結果の通知

検査の結果については、受検者に速やかに報告する。

第6～7 略

附 則

この要領は、平成19年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

を判定。但し、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

3 指導区分

C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定された者及びHBs抗原検査において「陽性」と判定された者については、専門医療機関（やむを得ない場合は治療医療機関）への受診を勧奨する。

また、専門医療機関等へ受診をしていない者が確認された場合は、再度、受診を勧奨する。

4 結果の通知

検査の結果については、受検者に速やかに報告する。

第6～7 略

附 則

この要領は、平成19年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

福岡県肝炎ウイルス検査事業実施要領

第1 目的

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及啓発するとともに、県民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、肝硬変及び肝臓がんを予防することを目的とする。

第2 実施機関

福岡県と契約する県内の医療機関

第3 事業対象者

この事業の対象者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- 1 保健所政令市を除く、県内市町村に居住地を有する20歳以上の者
- 2 下記のア～カのいずれかに該当する者
 - ア 1992年（平成4年）以前に輸血を受けたことがある
 - イ 非加熱凝固因子製剤や1994年（平成6年）以前にフィブリノゲン製剤（フィブリン糊としての使用を含む）の投与を受けたことがある
 - ウ 長期に血液透析を受けている
 - エ 臓器移植を受けたことがある
 - オ 過去に肝機能異常を指摘されたことがある
 - カ 医師が肝炎ウイルス検査を必要と判断した
- 3 過去にB型肝炎ウイルス検査またはC型肝炎ウイルス検査を受けていない者

第4 事業内容

B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査

第5 肝炎ウイルス検査の実施方法

1 検査項目

(1) 問診

問診においては、1992年（平成4年）以前に輸血を受けたことがあるか否か、非加熱凝固因子製剤や1994年（平成6年）以前にフィブリノゲン製剤（フィブリン糊としての使用を含む）の投与を受けたことがあるか否か、長期に血液透析を受けているか否か、臓器移

植を受けたことがあるか否か、過去に肝機能異常を指摘されたことがあるか否か、及び過去にB型又はC型肝炎ウイルス検査を受けたことがあるか否かを聴取すること。

(2) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いること。

イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査の結果で、中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。

ウ HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いること。本検査は省略することができる。

(3) HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

2 肝炎ウイルス検査の結果の判定

(1) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

(7) HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定。

(i) HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行うこと。

(v) 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査の結果が中力価及び低力価を示す場合は、定性的な判断のできる核酸増幅検査を行い、HCV-RNAの検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

ウ HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いて、HCV抗体の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。陽性を示す場合は、HCV抗体検査を必ず行うこと。陰性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

(2) HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。但し、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

なお、いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検査に携わる医師によって行われるものであること。

3 指導区分

C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者及びHBs抗原検査において「陽性」と判定された者については、専門医療機関（やむを得ない場合は治療医療機関）への受診を勧奨する。

また、専門医療機関等へ受診をしていない者が確認された場合は、再度、受診を勧奨する。

HBs抗原検査において「陰性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者については、検査結果と検査日を記録しておくことを勧奨する。

4 結果の通知

検査の結果については、受検者に速やかに報告する。

第6 検査費用

受検者の費用負担は無料とする。

第7 個人情報及びプライバシーの保護

この事業の実施にあたり、個人情報及びプライバシーの保護について最大限の配慮をする。

附 則

この要領は、平成19年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

健発0329第18号
平成25年3月29日

各〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区区长〕殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

特定感染症検査等事業について

標記については、平成14年3月27日健発第0327012号本職通知「特定感染症予防事業について」の別紙「特定感染症検査等事業実施要綱」に基づき行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成25年4月1日から適用することとしたので通知する。



(改正後全文)

特定感染症検査等事業について

健発第 0327012 号

平成 14 年 3 月 27 日

最終一部改正 健発 0329 第 18 号

平成 25 年 3 月 29 日

別紙

特定感染症検査等事業実施要綱

1. 事業目的

この事業は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)に基づく「性感染症に関する特定感染症予防指針」(平成 12 年厚生省告示第 15 号)に定められる性感染症に関する検査及び相談事業並びに HTLV-1 (ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型)に関する検査及び相談事業並びに感染症法に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(平成 24 年厚生労働省告示第 21 号)に定められる HIV 抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査及び肝炎ウイルスに関する相談事業並びに緊急肝炎ウイルス検査事業を推進することにより、これらの感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、次のとおりとする。

(1) 3 の (1)、(3) 及び (4) の事業

都道府県、政令市(地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)第 5 条の政令で定める市をいう。以下同じ。)及び特別区

(2) 3 の (2) の事業

平成 25 年 3 月 29 日健発 0329 第 19 号厚生労働省健康局長通知「HIV 検査・相談事業について」の別紙「HIV 検査・相談事業実施要綱」に定める自治体

3. 事業内容

保健所等で行う性感染症(性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の 5 疾患)並びに HTLV-1 に関する検査事業及び相談事業並びに HIV 抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査事業(B 型肝炎ウイルス検査及び C 型肝炎ウイルス検査。)及び肝炎ウイルスに関する相談事業並びに緊急肝炎ウイルス検査事業(B 型肝炎ウイルス検査及び C 型肝炎ウ

イルス検査。医療機関等へ事業を委託して実施。) に対して補助をするものである。
なお、各事業の詳細については以下のとおりとする。

(1) 性感染症・HTLV-1 検査及び相談事業

- ア 保健所における性感染症に指定した5疾患及びHTLV-1の検査事業
- イ 保健所における性感染症に指定した5疾患及びHTLV-1の相談事業

(2) HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業

平成25年3月29日健発0329第19号厚生労働省健康局長通知「HIV検査・相談事業について」の別紙「HIV検査・相談事業実施要綱」に定める事業

(3) 肝炎ウイルス検査及び相談事業

ア 肝炎ウイルス検査

(ア) 実施方式

保健所において実施。

(イ) 対象者

本検査の受検を希望する者とする。

ただし、過去に本検査を受けたことがある者、医療保険各法その他の法令に基づく保健事業等のサービスを受ける際に、合わせて当該肝炎ウイルス検査に相当する検査を受けた者又は当該検査を受けることを予定している者若しくは健康増進事業の対象者については除くものとするが、結果的に受けられなかった者又は再検査の必要性のある者については、この限りではない。

(ウ) 肝炎ウイルス検査の実施

肝炎ウイルス検査の項目は、B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査とする。

a HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

b HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いること。

c HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。

d HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いること。本検査は省略することができる。

(エ) 肝炎ウイルス検査の結果の判定 (別紙参照)

a HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。

ただし、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

b HCV抗体検査

(a) HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定。

(b) HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行うこと。

(c) 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

c HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して、核酸増幅検査を行い、HCV-RNAの検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

d HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いて、HCV抗体の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。陽性を示す場合は、HCV抗体検査を必ず行うこと。陰性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

なお、いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検査に携わる医師によって行われるものであること。

(オ) 指導区分

HBs抗原検査において「陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者については、医療機関での受診を勧奨する。

HBs抗原検査において「陰性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者については、検査結果と検査日を記録しておくことを勧奨する。

(カ) 検査の結果

検査の結果については、別紙を参考として指導区分を付し、受診者に速やかに通知する。

イ B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談事業

(4) 緊急肝炎ウイルス検査事業

ア 本事業は、(3)のアの事業の規定を準用する。この場合において、(3)のアの(ア)中、「保健所において実施」とあるのは、「医療機関等への委託(地域の医師会等の理解と協力を得て、医療機関等を選定。)により実施」と読み替えることとし、保健所及び医療機関以外の検査会場においても、当該検査を実施することができるものとする。

ただし、この場合は、採血等の実施に必要な条件を満たすこと。

イ 本検査事業に要した費用については、検査受検者からは徴収しないこととする。

4. 実施に当たっての留意事項

本事業の企画及び立案に当たっては、事業を効率的、効果的に実施するため、関係機関等と連携を密にし、地域の実情に応じた事業の推進に努めること。

また、検査等を匿名で行うなど、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮すること。

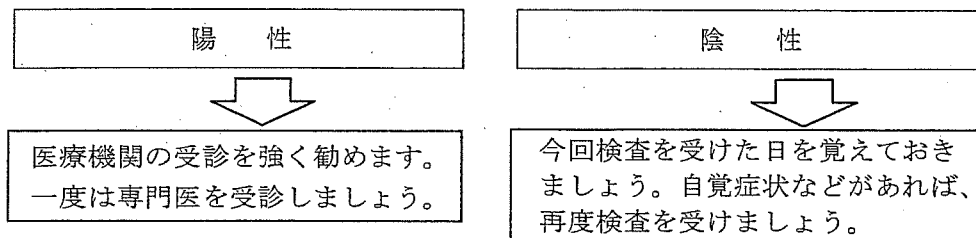
5. 経費の負担

都道府県、政令市及び特別区が本実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

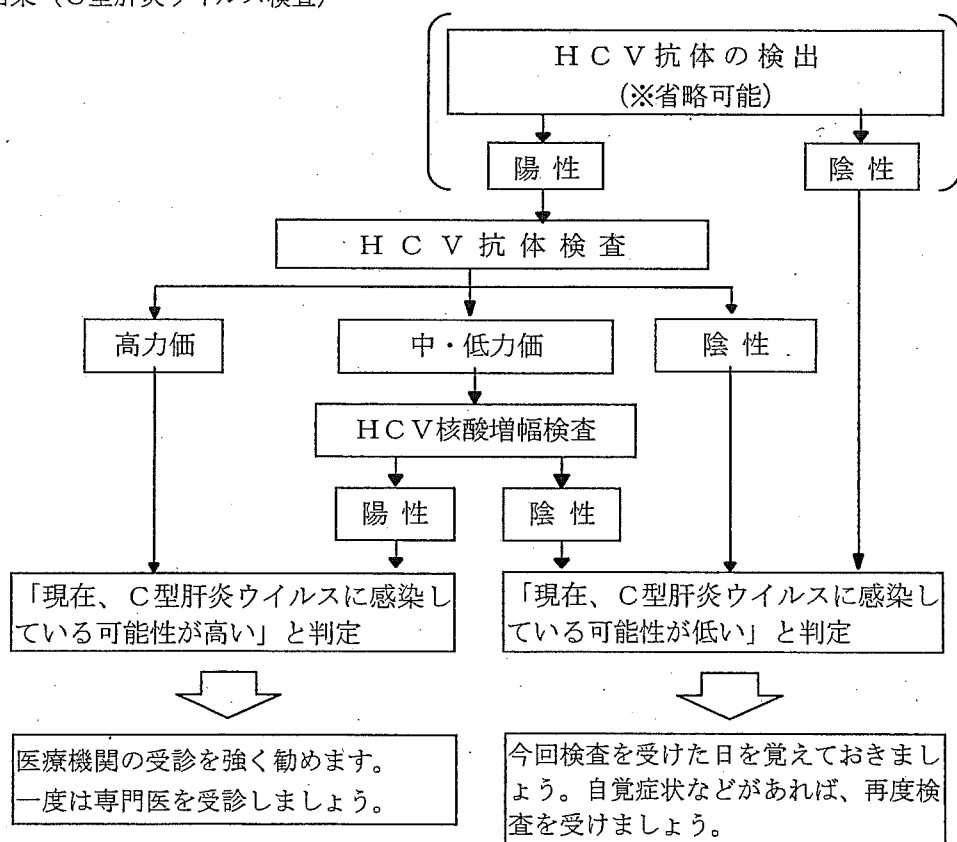
(別紙)

<参考>

判定結果 (HBs 抗原検査)



判定結果 (C型肝炎ウイルス検査)



<注意事項>

HBs 抗原検査が陰性となった場合にも、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

また、日常生活の場では、C型肝炎ウイルス (HCV) に感染することはほとんどないことがわかっています。したがって、毎年くり返してC型肝炎ウイルス検査を受けなくても、現在のところ、上図に示す手順を踏んだ検査を1回受ければよいとされています。なお、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された場合でも、C型肝炎ウイルス (HCV) 以外の原因による肝炎になる可能性があること、検査後新たにC型肝炎ウイルス (HCV) に感染する場合 (きわめてまれとされています。) があること、検査による判定には限界があることなどもありますので、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。